

**(事業の目的)**

第 1 条 医療法人博愛会が設置するさるびあヘルパーステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び第 1 号訪問事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある利用者に対し適正な指定訪問介護及び第 1 号訪問事業（以下、「指定訪問介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

**(運営の方針)**

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。  
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な指定訪問介護等の提供に努めるものとする。

**(事業所の名称等)**

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  
一 名称 さるびあヘルパーステーション  
二 所在地 宇部市浜町 2 丁目 1 番 3

**(職員の職種、員数、及び職務内容)**

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。  
一 管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
二 サービス提供責任者 2 名  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。  
三 訪問介護員 9 名（常勤 4 名・非常勤 5 名）  
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供に当たる。  
四 事務職員 1 名  
必要な事務を行う。

**(営業日及び営業時間)**

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  
一 営業日 8 月 1 5 日、8 月 1 6 日と 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日を除く全日。  
二 営業時間 全営業日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。  
三 電話等により、2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

**(訪問介護の内容及び利用料等)**

第 6 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
一 身体介護  
二 生活援助  
2 第 1 号訪問事業の内容は次のとおりとし、第 1 号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、各市町村が定める基準によるものとし、第 1 号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
一 訪問型独自サービス（Ⅰ） 1 週に 1 回程度  
二 訪問型独自サービス（Ⅱ） 1 週に 2 回程度  
3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

**(緊急の対応)**

第 7 条 訪問介護員は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに家族または主治医に連絡するとともに、管理者に報告し必要な措置を講じる。

**(事故発生時の対応)**

第 8 条 事業者は、指定訪問介護等を提供中に利用者に事故が発生した場合、直ちにその家族、関係市町村、関係居宅介護支援事業者などに連絡する。  
一 利用者に事故が発生した場合、その原因を解明し再発防止を講じる。  
二 事業者は、指定訪問介護等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償する。

**(通常の事業の実施地域)**

第 9 条 通常の事業の実施地域は宇部市・山陽小野田市とする。

### (秘密保持)

- 第10条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

### (苦情処理)

- 第11条 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
  - 5 事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
  - 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

### (虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、指定訪問介護等に当たり、虐待防止に関する責任者を選定するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど利用者の人権擁護のために従業者に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、利用者等に対する虐待を未然に防止する取り組みを行う。
- 2 事業所は、第三者委員会や都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等の苦情解決制度を積極的に活用し、利用者に対する虐待を未然に防止するものとする。
  - 3 事業所は、利用者等の権利擁護を進めるために、第三者評価を実施するものとする。
  - 4 事業所は、利用者等の権利擁護を進めるために、成年後見制度の利用を支援するものとする。
  - 5 事業所は、利用者等に対する虐待防止について利用者等やその家族等に対して指導するとともに、利用者等に対する虐待を発見した場合は、関係機関に速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めるものとする。

### (その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回外部の研修に許される時間内で参加する。
- 2 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
  - 3 事業所は、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
  - 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すると共に、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保持しなければならない。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

- この規程は、平成21年 1月 1日から施行する。 この規程は令和 4年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成21年10月 1日改訂。 この規程は令和 5年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成22年 5月21日改訂。 この規程は令和 5年10月21日改訂。  
この規程は、平成22年 9月 1日改訂。  
この規程は、平成23年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成23年10月21日改訂。  
この規程は、平成24年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成25年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成25年 7月 1日改訂。  
この規程は、平成26年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成26年 4月21日改訂。  
この規程は、平成26年 5月16日改訂。  
この規程は、平成26年 5月27日改訂。  
この規程は、平成27年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成27年 8月 1日改訂。  
この規程は、平成28年 1月 1日改訂。  
この規程は、平成28年 4月 1日改訂。  
この規程は、平成30年 4月 1日改訂。  
この規程は、令和 2年 1月15日改訂。  
この規程は、令和 2年 9月 1日改訂。  
この規程は、令和 3年 6月 1日改訂。  
この規程は、令和 3年10月 1日改訂。  
この規程は、令和 3年12月 1日改訂。  
この規程は、令和 4年 1月 1日改訂。